

保護者各位

大阪市立平野北中学校
校長 堀展久

「令和3年度（2021年度）就学援助制度」の申請について

就学援助制度は、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように、学校教育にかかる費用について必要な援助を行うことで、保護者の負担を軽減するための制度です。

下記内容及び別紙「令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ」（以下、「お知らせ」）をよくお読みいただき、援助を希望される方は申請してください。

記

1. 提出書類

- ① 令和3年度（2021年度）就学援助申請書兼世帯状況票
 - ② 申請理由を証明する書類（「お知らせ」P2参照）※ 税情報利用者（一般1）は不要
 - ③（申請理由②番で住宅の形態が借家の方）
「賃貸契約書の写し」など、契約者・契約期間・住所が確認できるもの（「お知らせ」P6下部参照）
 - ④（ひとり親家庭の方 ※ 申請理由 ①④⑤⑧⑫の方が対象）
「お知らせ」P3 (3) ひとり親家庭の確認 を参照し証明書類を提出してください。
 - ⑤（口座振替申出書 ※ 徴収金登録口座（関西みらい銀行 平野中央支店）以外の口座を希望する方）
平野北中学校 事務室 へお申し出ください。別途、お渡します。
- ※本校では学校徴収金登録口座への振り込みを推奨させていただいております。ご協力お願いします。

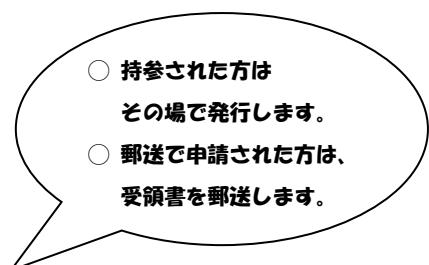
2. 申請方法

平野北中学校 事務室 へ持参または郵送してください。

送付先

〒547-0046 大阪市平野区平野宮町1-8-55

大阪市立平野北中学校 事務室 宛

- 
- 持参された方は
その場で発行します。
 - 郵送で申請された方は、
受領書を郵送します。

申請された方には必ず受領書を発行します。受領書を受け取っていない場合（特に郵送での申請）は何らかの事情でこちらに届いていない可能性がありますので、必ず担当までご連絡ください。

3. 受付期間

申請区分	審査	申請締切	申請理由	審査結果
早期2	書類審査	3月15日（月）	①～⑪	5月末日予定
一般1	税情報利用	5月14日（金）	①・⑫	8月末日予定
一般2	書類審査	6月30日（水）	①～⑫	8月末日予定

※証明書類必要

※証明書類必要

※7月1日以降も申請を受け付けています。（随時申請）

ただし、申請日（学校に申請書を提出された日）が認定日となりますので、援助額は認定日以降に使用を開始したものについて、日割計算などにより算出した額になります。

4. 申請時の注意事項

(1) 申請書について

申請書はきょうだいで1枚です。ただし、小学校と中学校にきょうだいが在籍している場合は、各校に1枚ずつご提出ください。(添付書類は、原本を添付するのは一方だけで、他方はコピーで結構です。)

(2) 申請理由⑫について

生計を一にする世帯全員の合計所得金額が大阪市の定める所得基準額以下であるかどうかを審査します。所得審査の対象となるのは令和3年4月1日現在で18歳以上の方(平成15年(2003年)4月1日以前に生まれた方)全員です。

所得の申告をされていない場合、実際の所得に関係なく一律38万円の所得があったものとして審査が行われます。収入が0であっても必ず所得の申告を行ってください。(「お知らせ」P4~5参照)

(3) 医療券について

学校医療券は、定期健康診断などの結果、治療が必要となった方の医療費(患者負担額)について援助を行うものです。(対象疾病は「お知らせ」P8 [5 援助の内容]※6参照)

認定前の見込み発行が可能ですが、就学援助の申請の手続きを行っていることなどが条件となります。ただし、就学援助が認定されなかった場合は医療費を返還していただきますのでご了承ください。

(4) 生活保護を受給されている方

生活保護適用中は、就学援助が認定されても就学援助費は支給されませんが、生活保護が停止または廃止となった場合、自動的に就学援助へ切り替わるため、生活保護適用中でも申請をしてください。ただし、世帯数の増加等による停止または廃止の場合は切り替わりません。別の申請理由での再申請が必要です。

※新3年生については、修学旅行費が就学援助費より支給されるため、必ず申請してください。

(5) 令和3年度に新1年生になる生徒がいる方

入学準備補助金(入学準備にかかる購入経費)を定額支給いたします。(認定日が4月1日の方のみ)

5. 税情報の利用について (一般1申請で申請理由①⑫の方)

教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受け、審査を行います。これにより、証明書の交付を受ける手間や発行手数料の負担が無くなります。

「税情報の利用は」税に関する情報のみ提供を受けるため、審査過程で別途証明書類の提出をお願いする場合もあります。(「お知らせ」P3 [1 税情報の利用]参照)

○ 税情報の利用には、つぎの条件がそろっていることが必要です ○

- ① 令和3年1月 1日現在、大阪市内に居住していること。
- ② 令和3年3月15日(月)までに税の申告を行っていること。

6. 援助の内容(積立金)についてのご注意

認否にかかわらず、学校徴収金のうち積立金(一泊移住・修学旅行にかかる費用)については納付していただきます。(認定後も口座振替は止まりません。)

なお、一泊移住(1年生)及び修学旅行(3年生)実施年度に就学援助が認定されると、各行事終了後に、それぞれの実費額が就学援助費より支給されます。

7. ご不明な点がございましたら

教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当(就学支援グループ ☎: 06-6115-7653)または、平野北中学校 事務室(☎: 06-6793-5121)へお問い合わせください。